

京都市告示第621号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月8日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
供用開始の期日 平成31年3月16日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
梅津東山七条線	下京区朱雀正会町1番地の30地先内	旧	メートル 15.60	メートル 27.80
		新	15.60	47.40

- 2 道路の種類 市道
供用開始の期日 平成31年3月16日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
七条通	下京区朱雀正会町1番地の30地先内	旧	メートル 15.60	メートル 27.80
		新	15.60	47.40

(建設局土木管理部道路明示課)